

道路沿いのブロック塀等の撤去・改善について

「浜松市プロジェクトTOUKAI（東海・倒壊）-0総合支援事業」

【ブロック塀等撤去改善事業】

★地震発生時に倒壊・転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去・改善する事業

- ・ブロック塀等…ブロック塀・石塀・レンガ塀・万年塀その他これらに類する塀
- ・道路等…建築基準法上の道路、指定通学路ほか、その他市長が認める道路

補助の条件

- (申請者) ○市税を完納していること
- (対象) ○道路等に沿っている、または、転倒した際に道路等に影響を及ぼすものであること
- 道路等からの高さ80cm以上かつ2段以上であること
- (撤去費) ○道路沿いの倒壊の危険性のあるブロック塀等をすべて撤去すること。ただし、道路からの高さ80cm未満または1段となるものは除く
- (新設費) ○**緊急輸送路等**に面するブロック塀等を撤去し、速やかに地震に対して安全な塀を新設すること(※1、2、3)

緊急輸送路等とは、浜松市地域防災計画上の緊急輸送ルート、緊急輸送道路、幹線避難路、指定通学路、容積率400%以上の商業地域内の建築基準法第42条第1項、第2項の道路または緊急避難場所をいう。

(指定通学路とは浜松市立小中学校の通学路設定に関する基準に基づき、学校長が別に定める道路をいう)

- ※1 幅員が4m未満の道路（建築基準法第42条第2項道路）沿いについては、後退した位置（道路中心から2mまたは道路対面から4m）を新設位置とする。
- ※2 安全な塀とは金属製フェンス（メーカーの仕様に基づき設置したもの）または生垣（別途設置基準あり。詳細はお問い合わせください。）をいう。
- ※3 新設費の補助申請をする場合は、撤去費補助申請と同時に行うこと。

補助額・率

注) 補助額は千円未満切り捨て

撤去	①緊急輸送路等に面するもの（万年塀を除く） 「撤去工事費」と「撤去ブロック塀等の延長に14,000円/mを乗じた基準額」とを比較していずれか少ない額の $\frac{2}{3}$ 以内	(上限) 13.3万円 ※4
	②緊急輸送路等以外の路線に面するもの、緊急輸送路等に面する万年塀 「撤去工事費」と「撤去ブロック塀等の延長に14,000円/mを乗じた基準額」とを比較していずれか少ない額の $\frac{1}{2}$ 以内	(上限) 10万円 ※4
新設	①緊急輸送路等に面するもの（万年塀を撤去した場合を除く） 「新設フェンス工事費」と「新設フェンス等の延長に38,400円/mを乗じた基準額」とを比較していずれか少ない額の $\frac{2}{3}$ 以内（ただし新設フェンス延長 \leq 撤去ブロック塀等延長）	(上限) 33.3万円 ※5
	②緊急輸送路等で万年塀を撤去した場合 「新設フェンス工事費」と「新設フェンス等の延長に38,400円/mを乗じた基準額」とを比較していずれか少ない額の $\frac{1}{2}$ 以内（ただし新設フェンス延長 \leq 撤去万年塀延長）	(上限) 25万円 ※5

※4 1の敷地で、撤去①と撤去②の両事業を行う場合の上限額は、13.3万円になります。

※5 1の敷地で、新設①と新設②の両事業を行う場合の上限額は、33.3万円になります。

また、生垣を新設する場合には補助額上限が変わります。別途お問合せください。

ご注意ください!

補助制度を利用する場合は、事前の手続きが必要となります。手続きをする前に、業者との契約や業務に着手すると、補助の対象とはなりません。

補助事業の手続き

事前相談・調査申込

- ・ブロック塀等を撤去する場合、電話、窓口もしくは浜松市ホームページで調査の申込みをしてください。

事前現地調査

- ・対象のブロック塀等の調査にうかがいます。緊急輸送路等に該当するか確認します。

補助金の交付申請

- ・補助金の交付について、申請書を提出していただきます。
<必要書類> ※印については、新設費補助申請を行う場合に提出
 - ・交付申請書（第1号様式、第6号様式）
 - ・市税納付・納入確認同意書（第8号様式）
 - ・暴力団排除に関する誓約書（第10号様式）
 - ・撤去工事費に関する見積書の写し
 - ・新設工事費に関する見積書の写し※
 - ・ブロック塀等撤去改善事業 現場確認書の写し
 - ・新設計画内容を示す書類（配置図、断面図、フェンスの仕様書等）※事業者の場合〔・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し〕内も提出〔・消費税申出書（第9号様式）〕

補助金の交付決定

- ・補助金の交付が決定したことを通知する決定通知書を受領した後に、工事に着手してください。

完了報告

- ・工事終了後、速やかに実績報告書と補助金の請求書を提出してください。
<必要書類> ※印については、新設費補助申請を行った場合に提出
 - ・実績報告書（第26号様式）
 - ・撤去費の領収書の写し（見積書と同じ金額）
 - ・新設費の領収書の写し（見積書と同じ金額）※
 - ・撤去前、撤去完了の写真（全景）
 - ・改善前、改善完了の写真（全景）※
 - ・工程写真（基礎配筋・出来型等、フェンスについても申請通りの寸法であることが分かるようスケール等を入れて撮影）※
 - ・新設工事完了写真（全景）※
 - ・請求書（第31号様式）

完成検査

- ・完了報告の内容を確認し、補助金が確定したことを通知する確定通知書を送付します。

補助金の支払

- ・補助金を指定した口座に振り込みます。

<お問い合わせ先>

★〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 浜松市役所 4階

浜松市役所 都市整備部 建築行政課 建築耐震グループ
TEL 053-457-2473

★〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢3000 なゆた浜北 3階

浜松市役所 都市整備部 北部都市整備事務所
TEL 053-585-1154